

第15回 亶理町教育委員会定例会会議録

令和4年3月23日午後3時00分、亶理町教育委員会定例会は、亶理町教育委員会 教育長室に招集された。

1 出席委員

奥野光正 教育長、
菊池芳晴 委員、金子高幸 委員、中山美知子 委員

2 欠席委員

佐藤正行 教育長職務代行者

3 説明のため出席した職員の職氏名

南條守一 教育次長、太田貴史 教育総務課長、片岡正春 生涯学習課長

4 書記として出席した職員の職氏名

平塚和明 教育総務課教育総務班長

5 会議に付した事件

報告第1号 県費負担教職員(管理職以外)の任免に関する内申について

議案第1号 亶理町学校事務支援室の地区リーダー及び総括リーダーの任免について

議案第2号 亶理町教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について

議案第3号 亶理町地域学校協働本部設置要綱について

議案第4号 亶理町地域学校協働活動推進員設置要綱について

議案第5号 亶理町生涯学習支援人材バンク設置要綱の一部を改正する告示について

6 前回委員会会議録の承認

奥野教育長 過半数の委員の出席をもって本委員会は成立、午後2時58分開会を宣し、直ちに会議を開く旨を告げた。

奥野教育長 第14回巨理町教育委員会定例会会議録については、事前に送付していたことから、同会議録の質疑及び異議の有無について各委員に諮ったところ、各委員質疑及び異議なく、第14回巨理町教育委員会定例会会議録を承認した。

7 会議録署名委員の指名、議事日程

奥野教育長 規定により会議録署名委員を教育長から指名する旨を告げ、菊池芳晴 委員及び中山美知子 委員を指名した。

今回の議事日程について、配付のとおりなので、確認するよう告げた。

8 教育長報告

奥野教育長 下記の事項について、資料に基づき報告した。

- 1.事業報告（2月24日～3月23日）について
- 2.校長会指示事項について
3. その他

奥野教育長 教育長報告について、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各委員質疑等なく教育長報告を承認した。

9 議 事

奥野教育長 報告第1号及び議案第1号については、人事に関する事なので秘密会として審議してよいか諮ったところ、各委員意義なく秘密会とすることに決定した。

奥野教育長 報告第1号及び議案第1号の審議が終了したので、秘密会を解く旨を告げた。

奥野教育長 議案第2号 巨理町教育員会処務規程の一部を改正する訓令について上程。

奥野教育長
太田教育総務課長

議案の朗読を含め教育総務課長に説明を指示。

議案第2号巨理町教育員会処務規程の一部を改正する訓令について説明。

現行では第3条、第25号の幼稚園に関する記載がある。現在は幼稚園全般に関しては、子ども未来課が担っており、改正後は現状に合った分掌とするため、第25号で幼稚園・保育所・小学校の連携に関することに改めるもの。

奥野教育長

幼稚園に関することは、子ども未来課。教育委員会としては、幼稚園・保育所・小学校の連携に関することとする。幼児に係る教育の部分について、分担をはっきりさせた。

質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第2号を原案のとおり決定した。

奥野教育長

議案第3号巨理町地域学校協働本部設置要綱について及び関連として議案第4号巨理町地域学校協働活動推進員設置要綱について併せて上程。

議案の朗読を含め生涯学習課長に説明を指示。

片岡生涯学習課長

巨理町地域学校協働本部設置要綱制定に伴い、現在、生涯学習課における巨理町地域学校協働活動推進事業は、既に学校と地域住民の方々の協力により連携が図られ実施しているが、今回、巨理町地域学校協働本部及び巨理町地域学校協働活動推進員を設置することで、これまでの活動が大きく変わるものではないが、各学校や地域の方々がそれぞれ行っている活動・事業について、改めて役割や職務が明文化されることにより、一層の意識の向上が図られるものとなる。現在、協働本部の設置については、町内各小中学校や各地区住民に説明し、協力依頼をしているところである。

巨理町地域学校協働本部設置要綱については、(協働本部)第1条、社会教育法第5条第2項に規定されており、地域学校協働活動を推進し、地域と学校が連携・協働して地域全体で子ども達を育成することを目的に設置するもの。

(所掌事務)第2条、第1号から第6号まで所掌事務を規定している。

(活動)第3条、協働本部の活動等を規定。学校支援活動、家庭教育支援活動、地域活動、放課後子供教室、その他としている。

(組織)第4条、1項は協働本部の本部員の委嘱について規定している。第1号、町内各地区に配置された推進員。第2号、町内小中学校の校務分掌に

片岡生涯学習課長

位置付けられた地域連携担当教職員。第3号、その他教育委員会が必要と認めるものとしている。第2項、本部員の任期について規定している。

(本部長及び副本部長) 第5条、第1項から第3項については本部長と副本部長について規定している。

(本部員の役割) 第6条、第4条で委嘱された本部員の役割を規定している。

第1号は推進員の役割。第2号は地域連携担当教職員の役割。第3号はその他教育委員会が必要と認める者の役割を規定している。

(会議) 第7条、第1項は会議について。第2項は、会議の議事録を町内小中学校の学校運営協議会に報告するものと規定している。

(事務局) 第8条、協働本部を教育委員会生涯学習課に置くことを規定している。

第9条、遵守事項を規定している。

(その他) 第10条、この要綱に定めるもののほか、協働本部に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとしている。

亘理町地域学校協働活動推進員設置要綱について説明。

(設置) 第1条、社会教育法第5条第2項に規定されている。地域学校協働活動を推進し、地域と学校が連携・協働して地域全体で子ども達の成長を支えることを目的に設置するもの。

(配置) 第2条、推進員の配置について規定しており、推進員は各地区に3名以内の配置を原則としている。但し、同一の推進員が複数の地区を担当することを妨げないとしている。

(委嘱) 第3条、推進員の委嘱については第1号地域において社会的信望のある者。第2号協働活動の推進に熱意と識見を有する者としている。

(職務) 第4条、推進員の職務を規定している。

(任期) 第5条、任期は1年。第2項では、推進員の解職について規定している。

(庶務) 第6条、推進員に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理するとしている。

第7条、遵守事項を規定している。

(その他) 第8条、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会
が別に定めるとしている。

奥野教育長

質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第3号

奥野教育長

及び4号を原案のとおり決定した。

奥野教育長

議案第5号巨理町生涯学習支援人材バンク設置要綱の一部を改正する告示について上程。

議案の朗読を含め生涯学習課長に説明を指示。

片岡生涯学習課長

議案第5号巨理町生涯学習支援人材バンク設置要綱の一部を改正する告示について説明。

今回の改正は、人材バンクの登録者は現在、高齢の方や町外の方が多くおり、毎年登録の意思確認を行っている。また、利用申請や実施後の報告の手間を省いて利用しやすいように整備するもの。改正の要点としては、大きく二つあり登録・有効期間の変更。3年から1年にすることと、利用手続等の廃止。

人材バンクとは個人または団体の方々が、それぞれ得意なことを利用申請者に対し、講師として出向き講座を行うもので町内の生涯学習の振興を図ることを目的とした事業。

質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、議案第5号を原案のとおり決定した。

10 次回教育委員会の開催日程について

奥野教育長

今回は臨時会とし、令和4年4月27日（水）午後3時から開会する。

11 閉 会 午後4時14分

上記会議の次第を記録し、ここに署名する。

令和4年4月27日

署名委員

署名委員